

宮城県後期高齢者医療広域連合条例第17号（平成19年7月30日）

宮城県後期高齢者医療広域連合監査委員条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第200条第2項及び第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務局の設置）

第2条 法第200条第2項の規定により監査委員の権限に属する事務を処理させるため、事務局を置く。

（公表の方法）

第3条 監査委員の行う公表は、広域連合の掲示場への掲示その他の監査委員が適当と認める方法により行う。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。